

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第八期）

当社では、社員が仕事と子育てとを両立させることができるようにするために必要な雇用環境や労働条件の整備について、次のように行動計画を策定しています。

記

1. 計画期間

2021年4月1日 ～ 2024年3月31日 （3年間）

2. 内容

妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備に関する事項

<目標1>

男性の育児休業取得の促進

<対策>

希望者が育児休業を取得しやすい職場風土の醸成。

- ・社内報等を活用した、育児休業取得者の体験や育児支援に関わる諸制度の周知。
- ・担当業務の見える化等、育児休業を取得しても相互フォローができる環境の整備。
- ・育児休業に関する相談がしやすく、希望者へ詳細な情報提供ができる体制の整備。
- ・労使間での認識共有化を図り、労使双方からの更なる育児休業取得促進措置の実施。

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する事項

<目標 2>

所定外労働の削減のための措置の強化

<対策>

- ・現在の所定外労働の実地状況および発生原因の調査、分析の継続。
- ・日建連が改善目標としている指針達成に向けた、所定外労働時間の段階的削減措置の実施。
- ・長時間労働の削減措置の検討を目的とする労使間の協議の実施。

以上